

出港前報告制度に関する主な質問及び回答（FAQ）

（平成 26 年 3 月現在）

平成 26 年 3 月から運用を開始している出港前報告制度に関して、主な質問とその回答（FAQ）を 財務省資料を基に取りまとめましたので、荷主様皆様に情報提供させていただきます。

問 1. 出港前報告制度を導入する理由は何か。

答 1. 我が国の国際物流におけるセキュリティレベルを国際標準にあわせ、テロ 行為や国際組織犯罪を未然に防止するため、税関において、より早い段階で 海上コンテナ貨物に関する詳細な情報を入手することにより、これまで以 上に水際における取締りを強化する必要があることから本制度を導入します。

問 2. 報告の対象となる貨物は何か。

答 2. 我が国に入港しようとする外国貿易船に積み込まれる海上コンテナ貨物 を報告の対象とします。

ただし、「空コンテナ」及びコンテナに関する通関条約（昭和 46 年条 約第 6 号）第 1 条（b）に規定するコンテナの定義に該当しない「プラット ホームコンテナ」に積載された貨物は、報告の対象外とします。さらに、 本制度導入当初においては、制度定着までの当面の間、本邦で船卸しをしない海上コンテナ貨物（通過貨物）についても、報告の対象外とします。

問 3. コンテナ船が輸送する海上コンテナ貨物のみが報告の対象となるのか。

答 3. 船舶の種類に関係なく、我が国に入港しようとする外国貿易船に積み込ま れる海上コンテナ貨物が報告の対象となります。したがって、コンテナ 船以外の船舶であっても、海上コンテナ貨物を積載する場合には、当該貨 物に関する積荷情報の報告が必要となります。

問 4. 報告の義務者は誰か。

答 4. 外国の船積港を日本向けに出港する際に、オーシャン（マスター）B/L に基づく積荷情報を把握している運送契約の当事者である外国貿易船の運航者等（船会社等）及びハウスB/Lに基づく積荷情報を把握している荷送人（利用運送事業者等）を報告義務者とします。本制度導入当初においては、

制度定着までの当面の間、荷送人（利用運送事業者等）のうち、当該運航者等と運送契約を締結する者を報告義務者とします。

問5. サービスプロバイダーは報告義務者とはならないのか。

答5. 出港前報告制度では、報告義務者が輸出入・港湾関連情報処理センター（NACCSセンター）と直接利用契約を結ぶことなく、輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）への報告を行えるようNACCSとの接続が認められているサービスプロバイダーを通じて積荷情報の報告を行うことができるようにしています。

したがって、サービスプロバイダーは、報告義務者が積荷情報をNACCSへの報告を行う際に、接続サービス等を提供する者であり、報告義務者にはあたりません。

問6. 報告期限はいつまでか。

答6. 報告義務者及び税関が把握可能である出港日時を基準とし、原則、船積港の出港24時間前までとします。

ただし、現状の物流実態を踏まえ、現行の入港前報告制度において緩和措置が適用されている航路を基本とした近隣諸国の港を船積港とする一定の範囲内の近海航路については、船積港を出港する時までとします。

なお、船積24時間前までに報告を行った場合は、船積み前までにハイリスク貨物の事前通知を受取ることができるため、船会社が当該貨物の船積みを取止めることが可能となります。

弊社のS/Iカットでございますが、原則下記の通りとなります。

- ETD AMの本船：S/I CUTは2日前の正午12:00迄
- ETD PMの本船：S/I CUTは2日前の16:00迄

具体的なS/I cut時間に関しては、実際の運航状況によって調整が御座いますので、弊社積港支店（集荷代理店含む）にお問い合わせください。

問7. 船舶の運行スケジュールの変更等、急遽、トランシップが行われた場合、トランシップ港を出港する24時間前までに、船会社が報告するマスターB/Lに基づく積荷情報のほか、利用運送事業者が報告する当該マスターB/Lに関連付けされるハウスB/Lに基づく積荷情報についても報告を行う必要があるのか。

答7. 急遽、トランシップが行われた場合でも、原則としてマスターB/Lに基づく積荷情報のほか、ハウスB/Lに基づく積荷情報についてもトランシップ港を出港する24時間前までに改めて報告する必要があります。

問8. 荷受人欄については、「to order」の報告が認められるのか。もし、「to order」の報告が認められる場合には、荷受人名欄にのみ「to order」と入力して報告することで良いか。

答8. 関係事業者へのヒアリング結果を踏まえ、着荷通知先欄において、具体的な名称、住所及び電話番号を報告していただくことにより、荷受人欄について「to order」で報告することを認めます。

なお、この場合、荷受人名欄及び荷受人住所欄に「to order」を入力するほか、荷受人国名コード欄に着荷通知先と同じ国名コードを入力して報告して下さい。

問9. 代表品目番号（HSコード6桁）欄については、諸外国から報告義務者が報告を行う場合、対応が困難ではないか。

答9. 代表品目番号（HSコード6桁）については、税関のリスク分析を実施する上で必要な項目であり、世界各国で利用されているコードであることから、輸出地で適用されるコードでの報告を行う対応をしていただくことが可能であると考えています。

問10. 品名欄について、代表品目番号の報告があれば具体的かつ詳細な品名の記載は不要ではないか。

答10. 品名については、税関のリスク分析を実施する上で必要な項目であり、積荷の内容を容易に特定できるよう、具体的かつ詳細な品名（一般名称又は商品名）を記載していただきます。また、複数の品目がある場合には、代表品目だけでなく複数の品名を350桁以内で可能な限り記載していただく必要があります。

問11. 税関からのリスク分析結果の事前通知はいつ通知されるのか。

答11. 税関では、原則として、積荷情報の報告を受けてから24時間以内に、リスク分析結果の事前通知を行います。

したがって、船積24時間前までに報告を行うことにより、船積み前までにハイリスク貨物に対する事前通知を受取ることが可能となり、船会社が当該貨物の船積みを取止めることができることとなります。

問 12. 日本でトランシップする外国向け貨物は報告の対象となるのか。

答 12. 日本でトランシップされ、外国向け運送される貨物の情報も報告が必要です。

問 13. 着荷通知先が荷受人と同じ場合、着荷通知先の名称、住所及び電話番号は、荷受人と同じ内容を入力すればよいか。このような場合、「Same as Consignee」という記載は認められるのか。

答 13. 着荷通知先が荷受人と同じ場合には、荷受人と同じ名称、住所及び電話番号を入力してください。なお、「Same as Consignee」という記載はせず、荷受人と同じ名称、住所及び電話番号を再度入力してください。

問 14. 品名の記載について、一般名称又は商品名の無い化学品等は商業上の秘匿事項で成分を記載することができないがどうすればよいか。

答 14. 一般名称の無い化学品等で商業上の秘匿事項で成分を記載することができない場合には、用途を記載してください。

問 15. 「出港前報告(ハウスB/L) (AHR)」業務でハウスB/Lに基づく積荷情報を報告する際、「マスターB/L番号」欄には、船会社発給のマスターB/Lの番号のみを入力すればよいか。

答 15. 1桁目から4桁目にNACCS用船会社コードを入力し、マスターB/L番号を入力してください。

本欄は、「出港前報告 (AMR)」業務で報告されたマスターB/Lに基づく積荷情報との関連付けを行うために必要な項目ですので、同一内容となるようにしてください。

※ SITC 船社コード： 12PD

問 17. 荷送人コード欄又は荷受人コード欄若しくは着荷通知先コード欄に入力する輸出入者コードは何処かで確認することができるのか。

答 17. 報告義務者である外国貿易船の運航者等（船会社等）と運送契約を直接締結する利用運送事業者は、他の運送取扱事業者から貨物の運送委託を受ける際に、実際の輸出入者に関する情報を入手することができなかつた場合、当該利用運送事業者が把握する荷送人及び荷受人に関する情報を報告することで差し支えありません。

問 18. 税関ホームページに掲載されているHSコード（6桁）の一覧表はどのバージョンを使用すればよいのか。

答 18. HSコードについては税関ホームページ上で公表していますので、最新のもののうち01類から97類までのコードを使用して報告してください。

<http://www.customs.go.jp/tariff/index.htm> （税関ホームページ）

問 19. 複数の品目がある場合、代表品目番号欄には、どのHSコードを入力すれば良いのか。

答 19. 数量の多い品目又は価格の高い品目のHSコードを1つ選択し、代表品目番号欄に入力して報告して下さい。

問 20. 危険貨物等コード欄、IMDGクラス欄及びUN No欄は、該当する危険貨物の場合にのみ入力すれば良いか。

答 20. IMDGクラス欄及びUN No欄は、該当する危険貨物の報告を行う場合には、必ず入力してください。一方、危険貨物等コード欄は、後続業務で使用する項目のため、出港前報告においては入力不要です。

問 21. 複数のIMDGコードに該当する品目がある場合、IMDGクラス欄及びUN No欄には、どのIMDGコードを入力すれば良いのか。

答 21. NACCSセンターの出港前報告制度掲示板のコード集で公表されているIMDGコードに該当する品目のうち、数量の多い品目又は価格の高い品目のIMDGコード（IMDGクラス及びUN No）を1つ選択し、IMDGクラス欄及びUN No欄に入力して報告して下さい。

<http://www.naccscenter.com/afr/codej.html> （出港前報告制度掲示板）

問 22. 自社システムの定期保守時間に報告期限が到来する場合には、NACCSへの報告が行えないことが想定される。この場合、電気通信機器の故障として、税関からの指示にしたがって書面で積荷情報の報告をすれば良いか。

答 22. このような場合、自社システムの定期保守時間までに報告を行っていただき、税

関の報告期限を過ぎないように対応してください。

問 23. N A C C Sの定期保守時間については、電気通信機器の故障として書面で の報告が必要か。それとも、保守時間終了後に報告をすれば良いのか。

答 23. このような場合、N A C C Sの定期保守時間までに報告を行っていただき、税関の報告期限を過ぎないように対応してください。